



TNY India Newsletter

2024/3/15
No.8

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 2024年財政法のISD登録に関する改正
- 3 2024年2月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、2月の法律・規則等の改正・制定情報と2024年財政法の一部規定についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマの要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

2024年財政法 (THE FINANCE ACT, 2024)

2024年2月15日に2024年財政法（以下、「本法」）が大統領の同意を得て成立し、公布されています。本法では、第4章において、中央政府の物品サービス税法（THE CENTRAL GOODS AND SERVICES TAX ACT, 2017）（以下、「CGST法」）の規定を改正しています。

以下、本法によるCGST法の規定の改正について説明いたします。なお、以下で説明する改正については、既に2024年2月15日に施行されていますのでご注意ください。

本改正に関するご相談がございましたら弊事務所にお気軽にご連絡ください。

1. インプット・サービス・ディストリビューターの定義の変更について

本法11条は、インプット・サービス・ディストリビューターの定義を以下のように改正しています。

「25条で言及される者のために、又はその者の代わりに9条3項、4項で課税対象となるサービスに関する請求書を含むインプットサービスの受領に対する請求書を受領して、20条で規定される方法で当該請求書に関する仕入れ税額控除を分配する義務がある商品又はサービスのサプライヤーの事務所をいう」

これまでのインプット・サービス・ディストリビューターの定義では、CGST法9条3項及び同4項に基づく請求書が対象に含まれるとは規定していませんでしたが、同項を規定することにより、リバースチャージ方式（Reverse Charge Mechanism: RCM）の請求書が対象に含まれることになりました。リバースチャージ方式の場合、通常事業者が顧客（商品・サービスの受領者）からGSTを徴収し事業者が税務当局へ納付するところ、顧客（商品・サービスの受領者）が直接税務当局へ納付することになります。

そして、CGST法25条では、複数の登録を取得した者は、一つの州又は連邦領域、又は複数の州又は連邦領域に関わらず、別個の者として扱われるとしています。

本法によるインプット・サービス・ディストリビューターの定義の改正は、CGST法9条3項、同4項及び同25条と併せて読むと、リバースチャージ方式の請求書を対象にすることで、インプット・サービス・ディストリビューターは、インド国内で同じPANを取得しているが別のGSTIN（GST番号）を有する

別の事業体に対して共通の仕入れ税額控除の分配を行う必要があることとなります。これにより従来はクロスチャージ方式により各支店の税額控除を分配することができましたが、そのような分配ができなくなります。

2. インプット・サービス・ディストリビューターの税額控除の分配方法の変更について

本法12条はインプット・サービス・ディストリビューターの税額控除の分配方法について以下のように改正しています。

「CGST法25条で言及される特定の者のために、又はその代わりに9条3項及び同4項に基づき課税されるサービスの請求書を含むインプットサービスに対する請求書を受領する商品やサービスのサプライヤーの事務所はインプット・サービス・ディストリビューターとして登録して当該請求書に関して仕入れ税額控除を分配する必要がある。」

したがって、同じPANで別のGSTINを有する事業体からのリバースチャージ方式の請求書に対して、仕入れ税額控除を分配する事業者は、インプット・サービス・ディストリビューターに登録して、所定の方法で仕入れ税額控除を分配する必要があります。

3. 特定の商品の製造に使用される機会の未登録に関する罰則

本法13条では、特定の商品の製造に対する機械の未登録について罰則を設けるため以下の規定を設けています。

「第 148 条に基づき機械の登録に関する特別手続が通知された商品の製造に従事する者が、当該特別手続に違反した場合、本法に含まれるいかなる規定にもかかわらず、第 15 章又は本章のその他の規定に基づいて支払うべき罰金に加えて、登録されていない機械 1 台につき INR10万に相当する額の罰金を支払う義務がある。

上記罰則に加えて、登録されていない全ての機械は、押収及び没収の対象となる。ただし、罰金を支払った場合、又は罰則命令を受けてから3日以内に特別手続を行った場合は没収されない。」

CGST法148条は、政府は、審議会の勧告に基づき、規定される条件および保護措置に従い、特定の登録者区分、および登録、申告、納税、管理に関する手続を含む、当該登録者が従うべき特別手続を通知できると規定しています。したがって、登録が必要と政府により指定された機械について登録のための特別手続を怠った場合、罰金や没収のおそれがあるため製造業の事業者はどのような機械が対象となっているか確認しておく必要があります。

2024年2月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（2月1日～2月29日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
8- Feb	Implementation of Section 51A of UAPA, 1967: Updates to UNSC's 1267/1989 ISIL (Da'esh) & Al-Qaida Sanctions List: Amendments in 85 Entries	Reserve Bank of India
9-Feb	Participation of Indian Banks on India International Bullion Exchange IFSC Limited (IIBX)	Reserve Bank of India
22- Feb	Interest Equalization Scheme (IES) on Pre and Post Shipment Rupee Export Credit	Reserve Bank of India
23- Feb	Amendment to Master Direction on Prepaid Payment Instruments	Reserve Bank of India
27- Feb	Master Direction – Reserve Bank of India (Filing of Supervisory Returns) Directions - 2024	Reserve Bank of India

28-Feb	Capital Adequacy Guidelines – Review of Trading Book	Reserve Bank of India
29-Feb	Master Direction – Reserve Bank of India (Bharat Bill Payment System) Directions, 2024	Reserve Bank of India
26-Feb	SEBI Issues Advisory Against Fraudulent Trading Schemes claiming to be offered to Indian Residents by FPI	Securities and Exchange Board of India
07- Feb	Relaxation of additional fees and extension of last date of filing of Form No. LLP BEN-2 and LLP Form No.4D under the Limited Liability Partnership Act, 2008-regarding.	Ministry of Corporate Affairs
15- Feb	Companies (Registration Offices and Fees) Amendment Rules, 2024	Ministry of Corporate Affairs
16-Feb	Draft Guidelines for Prevention of Misleading advertisement in Coaching	Ministry Consumer Affairs, Food & Public Distribution
20 - Feb	Draft Guidelines for prevention and regulation of Greenwashing.	Ministry Consumer Affairs, Food & Public Distribution
26- Feb	<u>Measures of effective Prison Administration.</u>	Ministry of Home Affairs

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

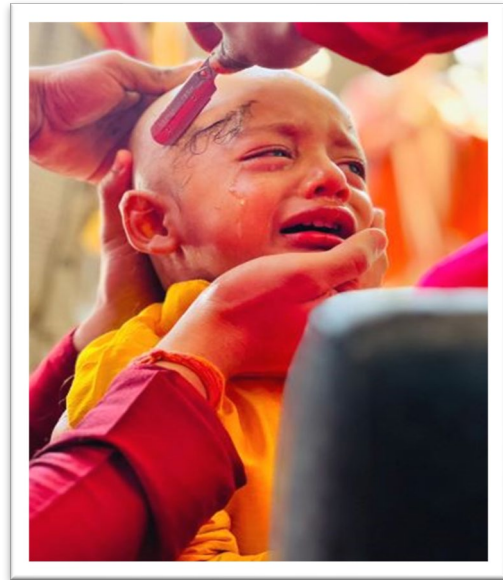
といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

ヒンドゥー教の慣習で2歳から3歳の子供（基本的に男子）の髪を剃髪するムンデン（mundan）と呼ばれる儀式があります。この剃髪の儀式までは、一度も髪を切ることにはできないようです。お寺又は家で、お祈りを捧げてから剃髪します。この剃髪により、前世の業を取り除くという意味があるようです。剃り落とした髪の毛は、神様に捧げるという意味でお寺に保管するか、ガンジス川に流すようで、捨てるはいけないそうです。

髪を剃られる子供たちは、何が起きているか理解できず泣くことが多いそうです。右の写真は、弊所のスタッフの甥っ子が剃髪したときのものです。

本稿は、2024年3月15日現在の情報に基づきます。

**TNY Services (India) Private Limited**

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>